

第1条 名称

本クラブは「獏とクローバーラグビーフットボールクラブ」と称す。
本規約中で「クラブ」「本クラブ」とは
「獏とクローバーラグビーフットボールクラブ」を示すものとする。
また、略称名として略称 『CABS』（キャブス）とする。

第2条 目的及び組織

本クラブはラグビーフットボールを行うことを目的として組織される。
ラグビーを通じクラブ員同士の親睦を図ると共に、その家族・友人同士の
交流を深めることを目的とする。
組織運営は水平を旨とし、クラブ員同士の分担と協調によってなされる。

第3条 会員

18歳以上のクラブ入会希望者に会員の資格を与える。
会員は家族に入会の意思を伝え、緊急時に家族と連絡を取れるようクラブに連絡先を伝える。

第4条 入会

本クラブに入会を希望する場合、本規約に同意の上、後に定める会費（傷害保険金含む）
の支払い、及び連絡先の伝達を終了した時点で入会手続きが完了したものとみなされる。

第5条 執行部

本クラブは次の役職からなる執行部を置く。その役割と責任の範囲は別表の通りとする。

代表	2名	(1～7月期	1名・8～12月期	1名)
主将	1名			
副将	2乃至1名			
幹事	約10名			

第6条 執行部員の選任

1. 主将・副将は、1月～7月期終了後の総会の際にクラブ員の合議の上選出される。
 2. その他の執行部員は、クラブ員の合議の上選出される。
-

第7条 執行部員の任期

執行部員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。期中に執行部員の交代があった
場合の任期は前任者の残任期間を後任者の任期とする。

第8条 総会

総会は年2回とし、前期総会を2月中旬迄に、後期総会を6月末日迄に行うものとする。
他に必要のある場合は随時代表が召集して実施する。

第10条 年間計画

後期総会にて、次年度の年間計画を議論し、決定する。

第11条 (安全対策)

クラブ員は競技時、マウスガードとヘッドキャップを原則着用するものとする。
クラブの方針としてこれを定め、対戦する他チームにもこれを強く推奨する。
但し、強制事項では無いので着用の判断は個人の責任に委ねる。

第12条 傷害保険

本クラブは独自に任意の傷害保険に団体で加入するものとする。これを円滑に行うために保険担当幹事を1名置く。

本クラブの保険に加入していない者の試合出場は原則認めない。

但し、個人で傷害保険に加入している者については

クラブの保険への加入を強制するものではなく、試合出場に関しても上記の限りではない。なお、この場合は部費の返還時に保険金相当部分については対象外とする。

第13条 会費

年会費の額は、総会にて決定し、クラブ員は次の会費を納入するものとする。支払方法は、2項の対象者を除いては指定された口座への銀行振込みとする。会費にはいずれも保険費用が含まれる。

1. 一般クラブ員：総会にて決定された年会費を2月末日迄に納入する。
 2. 年度中途参加者：保険費用1,500円に加え、会計年度の残り月数に1,000円を乗じた金額を納入する。
 3. 学生クラブ員：年間4,000円を2月の第二土曜日までに納入する。
-

第14条 会計

本クラブの会計年度は1月1日から12月31日までとする。

前期（2月）総会時には中間報告を行い、後期総会時（6月）には年次報告を行うものとする。

なお、1月2月は整理期間とし、この間に発生する費用について前年に計上することができる。会計報告を行う場合にはその都度会計監査役の承認を得るものとする。

第15条 予算

会計担当者は次年度の予算案を作成する。

予算案は前期総会において審議され、その承認を以って次年度予算として発効する。

総会において承認されなかった場合には速やかに修正された予算案を作成し、執行部の承認を以って発効とする。

第16条 ジャージ積立金

公式戦用ジャージを購入するために、予算には積立金を含んで見積もることとする。

第17条 規約の変更

規約は必要に応じて随時変更することができる。

その場合、総会出席者の過半数以上の同意を必要とする。

付則 この規約は平成20年2月2日の総会の承認を経て施行される。